

入札説明書等に対する質問回答書

1号物件 令和8年度 宅配便運送業務

質問内容	回答
<p>本件の主な運送品は何になりますか。 差支えない反映でご回答いただけますと幸いです。</p>	<p>主な運送品は書類になります。</p>
<p>本件の内容品につきまして、貴重品・航空機搭載禁制品は含まれてございませんでしょうか。</p>	<p>年1、2回程度で精密機器やリチウムイオンバッテリーを含む製品を運送品とする可能性があります。</p>
<p>仕様書には、取り扱いについて言及ありませんが、下記の対応につきまして宅配貨物についての委託者のご認識をご教示いただきたく存じます。 ①当該入札仕様書に輸送に関する安全管理措置の記載がありません。他の貨物との分離・施錠・追跡等の特別措置は不要と判断してよいでしょうか。 ②上記の特別処置を不要とする一般宅配貨物としての認識で相違ないでしょうか</p>	<p>①仕様書等において分離・施錠・追跡についての記載はありませんが、契約書案第8条のとおり運送品を受理してから引渡しを完了するまでは請負者が責を負うものとなりますので、滅失等無いよう必要な措置を講じていただく必要があります。 ②ご認識のとおりですが、滅失等無いよう措置を講じていただく必要があります。</p>
<p>主な納品先は、関係省庁、関係局、法人、個人宅等の内、どの納品先が想定されますでしょうか。</p>	<p>主な納品先は、関係省庁、関係局、法人になります。</p>
<p>主な納品先のうち、関係省庁・法人宛て・個人宅宛て貨物出荷は、全体の内およその割合はどれくらいでしょうか。</p>	<p>およその割合は7：2：1となっています。</p>
<p>集荷時の梱包状態もご教示お願いいたします。</p>	<p>封筒に送り状を貼付している場合や段ボールに梱包している場合等があります。</p>
<p>輸送の流れ/作業としては、「梱包済み貨物の集荷～お届け先へ配達」までという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>